

水道料金等弁護士対応未収金回収業務に関するマーケットサウンディング実施要領

1 背景

堺市では、新たな課題の解消に向けて、令和12年度までの具体的取組と目標値をまとめた「堺市上下水道事業経営戦略2023-2030」を令和5年2月に策定しました。

同戦略では、水需要減少の影響により、長期的に純損失が発生する見込みであることを水道事業の今後の経営課題としており、その対応方針の一つとして、債権の早期回収による料金収入の確保を掲げています。

2 調査目的

堺市では、水道メーター検針、水道料金・下水道使用料の収納等の包括的民間委託（以下「包括委託」）による対応では回収が困難な未収金について、弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」）への債権回収業務委託（以下「弁護士委託」）を実施し、その専門性及びノウハウを活用し、効率的かつ効果的に未収金を回収しています。

弁護士委託は、平成24年度から開始し、現在、次期契約の発注準備を進めているところですが、業務品質の向上及び充実化をめざし、弁護士等からの御提案、御意見等を広く募集するため、本マーケットサウンディング（以下「サウンディング」）を実施します。

つきましては、希望される弁護士等の皆様に対してサウンディングを実施し、その結果を次期契約の参考にさせていただきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

3 対象

弁護士法第8条の規定に基づき、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されている者又は同法第30条の2に規定する弁護士法人で、本事業への関心を示している者

4 サウンディングの方法

- (1) 弁護士委託に関して、別紙調査票により御提案、御意見等をいただきます。
- (2) (1)の御提案、御意見等について、後日、必要に応じて個別対話等（文書による照会等を含みます。）を実施します（会場は、別途御連絡させていただきます。）。
- (3) 別紙調査票の回答に関し、詳細な質問、追加質問等を行うことがあります。

5 現契約の概要

(1) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 対象債権

【種別】水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、環境整備資金貸付基金償還金

- ・転居等から約 3 か月間、包括委託の受注者が督促、催告等を行っても納付されない水道料金及び下水道使用料
- ・給水停止の執行による回収が困難な水道料金及び下水道使用料
- ・通常の対応では回収が困難な高額、長期、常習等の滞納事案で、弁護士委託により効果的な回収が見込まれる債権

(3) 契約方法

一般競争入札（価格競争・完全成功報酬型）

6 次期契約の発注予定

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）※令和 6 年 12 月頃 契約締結予定
（現契約：令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間））

7 留意事項

- (1) 本サウンディングは、弁護士委託の次期契約に関する検討の参考とさせていただくものであり、本サウンディングに関連する本市の発注案件等における評価等に影響しません。
- (2) 本サウンディングへの参加に当たっての本市からの報酬、費用等は、一切発生しないものとします。また、交通費、通信費、資料作成に要する費用その他サウンディングに係る一切の経費は、参加する弁護士等の負担となります。
- (3) 本サウンディングで本市が得た情報については、ホームページ等で公表し、又は堺市情報公開条例に基づき公開することがあります。ただし、質問者の名称及び弁護士等のノウハウ（非公開とする情報は、調査票内に網掛けしてください。）に関する内容は、公表の対象とはなりません。
- (4) 調査票の様式は、変更しないでください。ただし、自由記入欄等で記入欄が不足する場合は、当該記入欄の高さを適宜変更していただくことは可能です。
- (5) 別途資料等を添付する場合は、調査票を送信するメールに添付してください。

8 参加方法

- (1) 別紙調査票に必要事項を記入し、メールにより下記 10 の問合せ先のメールアドレスに送信してください。
- (2) メール の 件名 は、次 の と お り と し て く だ さ い。

水道料金等弁護士対応未収金回収業務サウンディング調査票の送付について（弁護士等の名称）

- (3) メール の 受 信 確 認 後 は、本 市 か ら 確 認 メール を 送 信 し ま す。
- (4) 単 独 の 弁 護 士 等 で 参 加 し て く だ さ い。

9 参加受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年5月31日（金）まで（最終日は午後5時まで）

※ 参加受付期間中においても、必要に応じて上記3の（2）の個別対話等を 随時実施します。

10 問合せ先

堺市上下水道局サービス推進部事業サービス課（担当：牧野、斎藤）

所在地：〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2号

電話番号：072-250-9110 FAX番号：072-250-4299

メールアドレス：jisabi@city.sakai.lg.jp